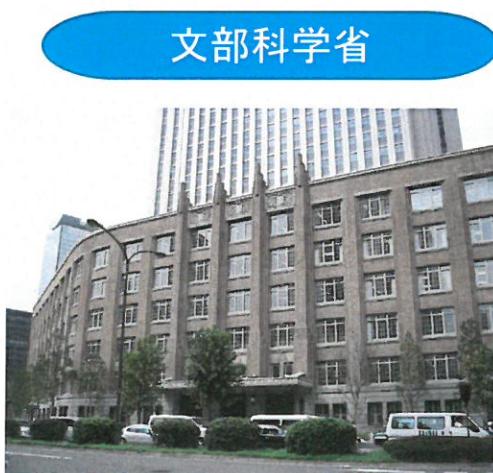


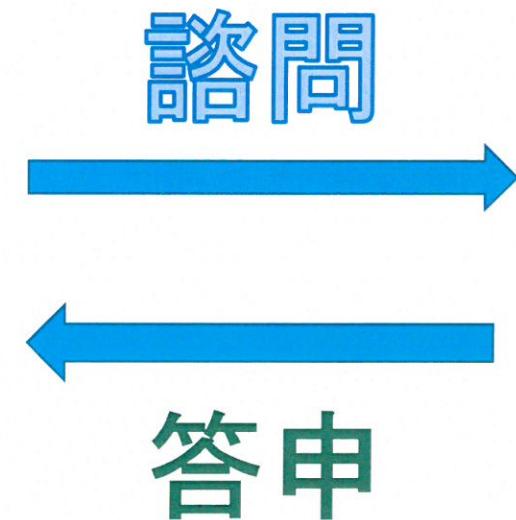
中央教育審議会とは？

- 「文部大臣の**諮問**に応じて教育に関する基本的な制度その他教育、学術または文化に関する基本的な重要施策について調査審議し、及びこれらの事項に関して文部大臣に**建議**する。」

(中央教育審議会令第1条)



文部科学省



中教審

学習指導要領の法的位置づけ



- 学校教育法(33条)
 - 小学校の教育課程に関する事項は、…文部科学大臣が定める。



- 学校教育法施行規則(52条)
 - 教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。



- 学習指導要領

各学校では、学習指導要領を受けて、教育課程を編成。

今回の学習指導要領改訂の流れ

- H26年11月：
「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」**諮詢**
- H27年8月：「論点整理」とりまとめ
- H28年8月26日：審議のまとめ
- H28年12月
「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(答申)
- H29年3月 学習指導要領(小学校・中学校)
高等学校は29年度内予定
2020年小学校、21年中学、**22年(平成34年度)高等学校実施予定**

次期学習指導要領を理解するキーワード

- ① 社会に開かれた教育課程
- ② 「主体的・対話的で深い学び」
いわゆる「アクティブ・ラーニング」の視点
- ③ カリキュラム・マネジメント
- ④ 育成を目指す資質・能力の明確化（三つの柱）

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の
新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的
的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得
など、新しい時代に求められる
資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い
理解を図るための学習過程
の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び

※高校教育については、些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われる事が課題になっており、
そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

第1目標

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

資質・能力の三つの柱

- (1) 我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等に関して理解とともに、調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようとする。
- (2) 社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。
- (3) 社会的事象について、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される我が国の国土や歴史に対する愛情、國民主権を担う公民として、自國を愛し、その平和と繁栄を図ることや、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める。

• 中学校(旧)

第2章 各教科 第2節 社会

第1 目標

広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

第2 各分野の目標及び内容

[地理的分野][歴史的分野][公民的分野]

1 目標

- (1) 日本や世界の地理的事象に対する関心を高め、広い視野に立って我が国の国土及び世界の諸地域の地域的特色を考察し理解させ、地理的な見方や考え方の基礎を培い、我が国の国土及び世界の諸地域に関する地理的認識を養う。
- (2) 日本や世界の地域の諸事象を位置や空間的な広がりとのかかわりでとらえ、それを地域の規模に応じて環境条件や人間の営みなどと関連付けて考察し、地域的特色や地域の課題をとらえさせる。
- (3) 大小様々な地域から成り立っている日本や世界の諸地域を比較し関連付けて考察し、

▶ 学習指導要領「生きる力」

▶ 新学習指導要領(平成2示)

▶ 現行学習指導要領の基え方

▶ ポイントがわかるパンフ

▶ 現行学習指導要領(本資料等)

▶ Q&A

▶ 先生応援ページ(指導資料評価等)

▶ 調査データ・資料(教育関係)